

第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 この会は富士見小学校 P T A と称する。
 第 2 条 この会の事務所を富士見小学校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

- 第 3 条 この会は保護者と教職員が協力して家庭と社会と学校における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
 第 4 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。
 (1) よりよい PTA 活動になるよう努める。
 (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を指導する。
 (3) 児童の生活環境をよくする。
 (4) 公教育費を充実するように働きかける。
 (5) その他必要と認める事項

第 3 章 方 針

- 第 5 条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
 (1) 児童、青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 (3) この会またはこの会の役員の名で公職の選挙の候補者を推薦しない。
 (4) 学校の人事その他には干渉しない。
 (5) 学校教育目標達成のための研究に対して助力する。

第 4 章 会 員

- 第 6 条 この会の会員は次の通りとする。
 (1) 児童の保護者またはこれに代わるもの。
 (2) 富士見小学校に勤務する教職員。
 第 7 条 この会の会費は月額 300 円とし、その他必要なことは細則で定める。
 第 8 条 会員は全て平等の権利と義務を有する。

第 5 章 会 計

- 第 9 条 この会の活動に要する経費は会費及びその他の収入により支弁される。
 第 10 条 この会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。
 第 11 条 この会の決算は会計監査を経て報告され承認を得なければならない。
 第 12 条 この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 役 員

- 第 13 条 この会は次の役員を置く。
 (1) 会長————— 1 名 保護者
 (2) 副会長————— 2 名 保護者 ※但し、特例副会長を置く場合は 3 名。
 (3) 会計————— 2 名 保護者 1 名・教職員 1 名
 (4) 書記————— 2 名 保護者 1 名・教職員 1 名
 役員は他の役員、会計監査委員を兼ねることができない。
 第 14 条 役員は総会において承認する。
 第 15 条 役員の任期は 1 年とする。但し、再選はさしつかえない。
 第 16 条 会長は次の職務を行う。
 (1) 総会及び運営委員会を招集し、会議の議長を委嘱する。
 (2) 他の役員及び校長の意見を聞いて常任会の班長を委嘱する。
 (3) 運営委員会の承認を得て特別委員会の班長を委嘱する。
 (4) 会長は役員・会計監査委員候補者指名委員会及び会計監査委員会の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
 第 17 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 第 18 条 会計は次の職務を行う。
 (1) 総会が議決した予算に基づいて会計事務を処理する。
 (2) 総会において監査委員会の監査を経た決算報告をする。
 (3) この会の財産を管理する。
 (4) 予算の立案について協力する。
 (5) P T A 会費の集金確認の事務処理を手伝う。
 第 19 条 書記は次の職務を行う。
 (1) 総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 (2) 記録・通信その他の書類を保管する。
 (3) その他この会の庶務を行う。

第 7 章 会計監査委員会

- 第 20 条 この会の会計監査をするため若干名の会計監査委員を置く。
 第 21 条 会計監査委員は総会において会員の過半数の同意により承認される。
 第 22 条 会計監査委員は必要に応じ随時会計監査を行うことができる。
 第 23 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。但し、再選はさしつかえない。

第 8 章 役員・会計監査委員及び運営委員候補者指名委員会

- 第 2 4 条 役員・会計監査委員及び運営委員を指名するときは、役員・会計監査委員及び運営委員候補者指名委員会（以下「推薦班」という）を置く。
- 第 2 5 条 推薦班の班員の数と選出の方法は細則で定める。
- 第 2 6 条 推薦班の班員はその任務を終了したとき解任される。

第 9 章 総 会

- 第 2 7 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第 2 8 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- (1) 定期総会は年度はじめに開催する。
- (2) 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の 1 0 分の 1 以上の要求があったときに開催する。
- 第 2 9 条 総会の開催、議決は次の通りとする。
- (1) 総会は会員（委任状を含めて）の 5 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
- (2) 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第 1 0 章 運営委員会

- 第 3 0 条 運営委員会は、総会の執行機関として役員・常任会の班長（代理可）・校長・教頭・教務主任・書記及び特別委員会のある場合もその班長（代理可）をもって構成され、役員・会計監査委員会・推薦班の権限以外の規約第 3 条の目的の範囲内で次のことを行う。
- (1) 総会で議決または付託された事項を処理する。
- (2) 総会に提出する議案を審議・作成する。
- (3) 補正予算の承認。
- (4) 常任会の統合、分割及び新設の審議。
- (5) 常任会及び特別委員会で立案された事業計画を審議検討する。
- (6) 細則の制定及び改廃。
- (7) その他必要事項の企画・運営。
- 第 3 1 条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の 4 分の 1 以上の要求があったときに開催する。
- 第 3 2 条 運営委員会は委員の現在数の 2 分の 1 以上出席しなければ、その会議を開き議決することはできない。
- 第 3 3 条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第 1 1 章 常任会及び特別委員会

- 第 3 4 条 この会の活動に必要な事項について調査・研究・立案するために常任会を置く。常任会について必要な事項は細則で定める。
- 第 3 5 条 特別な事項について必要があるときには特別委員会を設けることができる。特別委員会について必要な事項は細則で定める。

第 1 2 章 慶弔規定

- 第 3 6 条 この規定について必要な事項は細則で定める。

第 1 3 章 細 則

- 第 3 7 条 この会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は細則を制定または改廃した場合にはその結果を次期総会にて報告しなければならない。

第 1 4 章 規約改正

- 第 3 8 条 この規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は前もって全会員に知らせておかなければならない。

第 1 5 章 災害・臨時休業等の対応

- 第 3 9 条 災害・臨時休業の場合は、第 1 章～第 13 章の事項についてこの限りではない。

- 付則 この規約は昭和 6 0 年 4 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 4 年 4 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 1 2 年 4 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 1 3 年 4 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 1 5 年 4 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 1 8 年 4 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 2 0 年 4 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 2 2 年 4 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 2 5 年 4 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 2 8 年 4 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 2 9 年 5 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は平成 3 0 年 5 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は令和元年 5 月 1 日より実施する。
- 付則 この規約は令和 2 年 9 月 10 日より実施する。
- 付則 この規約は令和 6 年 5 月 7 日より実施する。

第 1 章 役員・会計監査委員及び運営委員の選出並びに就任

- 第 1 条 役員・会計監査委員及び運営委員の選出並びに就任は次の通り行われる。
- 〔1〕 推薦班員を次の方法によって選出する。
 - (1) 保護者の中から次の通り互選により選出する。
 - (2) 教職員の中から互選により 2 名の推薦班員を選出する。
 - (3) 運営委員の中から互選により 2 名の推薦班員を選出する。
 - 〔2〕 推薦班は役員並びに会計監査委員別に総会の前年度までに候補者を指名し前もって候補者の氏名・地区を全会員に知らせる。
 - 〔3〕 候補者の追加指名は承認を行う総会において一般会員からなすことができる。
 - 〔4〕 候補者の指名は推薦班によってなされる場合も前号の場合もその氏名を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
 - 〔5〕 役員及び会計監査委員は運営委員会において承認する。
 - 〔6〕 役員及び会計監査委員は総会後に就任する。
 - 〔7〕 総会において報告承認を要する決算は、前任の会計監査委員の職務とする。
- 第 2 条 会長に欠員を生じたときは副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 3 条 会長以外の役員に欠員を生じたときは運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 4 条 特例副会長の選出及び就任について
- 〔1〕 小田原市 P T A 連絡協議会への幹事または役員での出向年度に限り、特別に副会長を 1 名増員することができる。
 - 〔2〕 その選出方法・就任については他の役員と同じこととする。
 - 〔3〕 任期についてはその出向期間と同等期間とする。

第 2 章 総 会

- 第 5 条 会員の異動及び新役員に関する承認並びに年間計画及び収支予算の審議決定は総会で行う。
- 第 6 条 会計監査を経た収支決算報告の承認は総会で行う。

第 3 章 常任会及び特別委員会

- 第 7 条 常任会として、運動会班、プール班、美化清掃班、校外生活班、広報班を置く。
- 第 8 条 特別委員会は、その任務を終了したときに解散する。
- 第 9 条 常任会の班員並びに特別委員会の班員は会長が委嘱する。
- 第 10 条 班長は推薦班または P T A 常任会で選出し、会長がこれを委嘱する。班長、班員の任期は 1 年とする。但し、再任はさしつかえない。
- 第 11 条 運動会班は
- 〔1〕 運動会の準備及び運営をサポートする。
- 第 12 条 プール班は
- 〔1〕 夏期休暇中のプール運営及び児童の安全に配慮する。
- 第 13 条 美化清掃班は
- 〔1〕 学校環境の設備充実に協力する。
- 第 14 条 校外生活班は
- 〔1〕 児童の校外生活の安全を図る。
- 第 15 条 広報班は
- 〔1〕 会報等の発行により会の活動の様子を会員に知らせ、会員の意識向上に努める。
- 第 16 条 校長は学校管理並びに教育上各常任会及び特別委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第 17 条 役員より動員があった研修会等へ参加した場合は次の通りとする。
- 〔1〕 交通費は、富士見小学校を起点に公共交通機関を利用した場合の実費支給とする。
 - 〔2〕 研修費は、1 日 2, 0 0 0 円を上限として支給することとする。
 - 〔3〕 前項の請求及び領収については、正規の用紙を使用し、自署捺印することとする。
- 第 18 条 準備特別委員会は
- 〔1〕 新常任会設立準備のため、準備特別委員会を設置し、同委員会が行うものとする。
 - 〔2〕 委員は会長が指名する。

第 4 章 会 費

第 1 9 条 この会の会費は家庭数単位とし、年一回徴収する。

第 2 0 条 会員に転出・転入等の異動がある場合には次の通りとする。

- 〔1〕 転出については、前納期間から在籍期間を 1 か月単位で除いて、過払いがあれば返戻する。なお、1 か月未満の日数がある時は、1 か月として計算する。
- 〔2〕 転入については、転入時から納めるべき期間を 1 か月単位で計算し徴収する。なお、1 か月未満の日数がある時は、1 か月として計算する。

第 5 章 慶弔規定

第 2 1 条 本規定は、次に該当する者に適用する。

- 〔1〕 本校 P T A の保護者会員もしくはこれにかわる者
- 〔2〕 本校に在籍する教職員
- 〔3〕 本校に在籍する教職員の配偶者及び子ども
- 〔4〕 本校に在籍する児童

第 2 2 条 前条の運営については会長がこれにあたる。なお、運営にあたっては次の基準によるものとする。

- 〔1〕 結婚祝金 教職員 5, 0 0 0 円
- 〔2〕 見舞金 2 3 条に定めた者 5, 0 0 0 円
(運営委員会にて協議の結果、各会員に義援金と呼び掛けることとする。)
- 〔3〕 死亡弔慰金 2 3 条に定めた者 1 0, 0 0 0 円及び花輪 (または生花)
- 〔4〕 記念品 教職員の離退任 3, 0 0 0 円相当の花束

第 2 3 条 本規定に相当しない特別の事情のある場合は、役員または運営委員会により処理する。

第 6 章 雑 則

第 2 4 条 この細則は、運営委員会において構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

- 〔1〕 改正案はあらかじめ運営委員会の構成員に知らせておかなければならない。
- 〔2〕 改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

付則 この細則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 4 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 6 年 5 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 7 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 1 1 年 5 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 1 2 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 1 3 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 1 4 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 1 8 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 2 0 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 2 1 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 2 3 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 2 5 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 2 9 年 5 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 3 0 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日より実施する。

付則 この細則は、令和 5 年 2 月 1 6 日より実施する。

付則 この細則は、令和 6 年 2 月 2 6 日より実施する。